事　務　連　絡
令和７年３月 11 日

各都道府県介護保険主管部（局）
各介護保険関係団体　　御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

介護サービス事業者経営情報データベースシステムにおける初年度報告の締切日の再周知及び「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するＱ＆Ａ（Ｖｏｌ．４）」の発出について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

介護サービス事業者経営情報の報告等については、「介護保険法第 115 条の 44 の２の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施条の留意事項について」（令和６年８月２日付け老認発 0802 第１号、老高発 0802 第１号、老老発 0802 第２号）にて、制度を実施する上での留意事項や、厚生労働省が介護サービス事業者経営情報データベースシステム（以下「本システム」という。）を提供することをお示ししたところです。

本報告に関しては、令和６年度内に実施されるべき報告（令和６年３月 31 日から同年 12 月 31 日までに会計年度が終了する報告）の報告期限が令和７年３月 31 日となっています。各都道府県におかれましては、引き続き、管下の事業所や関係団体等への周知のほど、よろしくお願いいたします。

併せて、「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するＱ＆Ａ（Ｖｏｌ．４）」を送付いたします。

また、本システムの入力に当たっては、現在事業者の皆様より大変多数のお問い合わせをいただいているところです。よくいただくお問合せへの回答については、別添のＦＡＱ等にも掲載させていただいているところ、各都道府県におかれましては、事業者の皆様への回答に当たって参考にしていただければと思います。

なお、上記のＦＡＱ等については、事業者からのお問い合わせを踏まえて随時更新のうえ、以下の厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、管下の事業所や関係団体を通じた周知のほど、よろしくお願いいたします。
https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html

介護サービス事業者経営情報の報告に関するＱ＆Ａ（Ｖｏｌ．４）

【報告の単位】

問１　同一拠点でＡとＢの２つの事業所を運営しているが、Ａ事業所の利用者数が多いため、人員配置基準を満たす範囲でＢ事業所の職員がＡ事業所に従事している。このとき、Ａ事業所では当該職員分の人件費等が発生していないところ、どのように報告すべきか。

（答）

○　お尋ねのケースについては、Ａ事業所とＢ事業所を合算した拠点単位での報告をお願いします。

【職種別人員数】

問２　本制度における報告対象のサービスと報告対象外のサービスを一体的に運営し、同一職員が兼務・運営している施設があるが、報告対象の２事業所だけでは常勤換算が１以上にはならず、一方の事業所に寄せたとしても「常勤職員の常勤換算数」が１以上にならないが差し支えないか。

（答）

○　常勤職員が報告対象外の事業と兼務を行っている場合や、同一職員が兼務する介護事業所の経営情報が別々に報告される場合には、当該職員の常勤換算数が１以上でなくとも差し支えありません。

○　なお、整数でない場合、小数点以下第二位を四捨五入の上、入力ください。

問３　所定労働日数、所定労働時間がない労働契約を結んでいる、登録ヘルパーの常勤換算はどのようにすればよいか。

（答）

○　常勤換算の算出にあたっては、施設及び事業所における通常の労働者の１週間あたりの所定労働時間に４を乗じたものを分母とし、当月の実労働時間を分子として常勤換算数を算出ください。

○　なお、算出結果が小数点以下第二位を四捨五入後、0.1 に満たない場合においては、常勤換算数を 0.1 として報告ください。

【職種別給与】

問４　２つの事業所があり、別の事業所へ異動になった常勤職員が現れた場合、異動後の給料を含めた１年間の給料を入力するということで差し支えないか。

（答）

○　常勤換算数は、会計年度が始まる月に在籍した職員の数で算出していただくこととしていますが、この算出対象となっている職員について、当該会計年度中に当該事業所に従事していた期間に支払った給料・賞与を入力ください。

○　非常勤職員についても、同様の取扱いとなります。